協力店契約書

年 月 日

協力(販売)店契約書

バンテック株式会社(以下「甲」という)と	(以下「乙
という」)とは、次の通り協力店契約(以下「本契約」)を締結する。	

第1条(目的)

甲は乙を、甲の取扱製品(以下「本商品」という)の販売協力店として指名し、乙は甲の代理店として本商品を適正価格で販売を行い、甲の販売方針を尊重して本商品の販路拡大に努める。

第2条(販売契約)

乙は甲より本商品を買い取り、その取引先に販売するもとのし、本商品の信用の維持及び拡 販に努めると共に本商品の性能、特質等について正しく顧客に説明しなければならない。

第3条(契約金)

甲は乙に対し、本契約を締結するに際し、契約金を請求しない。

第4条(注文方法)

- 1. 乙が、甲から本商品の買取申込みは注文書をもって行う。
- 2. 注文書には、発注年月日、注文品の名称、数量、納入場所、その他の引渡し条件及び代金の額、単価、支払日、支払方法などを記載しなければならない。
- 2. 前項に関わらず、注文書内容の一部を甲乙協議のうえ、あらかじめ定めておくことができる。

第5条(本商品買取契約の成立とその内容変更)

- 1. 本商品買取契約は、乙の前条の買取申込みに対し、甲がこれを承認することにより成立する。
- 2. 甲は注文書を受領後速やかに乙に対して諾否の回答を行う。
- 3. 甲または乙は、注文書の内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ変更できるものとする。なお、この場合既存の注文書を訂正し、または新たにこれらの書面を作成する。

第6条(納入)

- 1. 甲は本商品を、ことの間の本商品買取契約にて合意した納期(以下「約定納期」 という)までに、注文書に記載された納入場所に納入する。甲は、何らかの事情 により約定納期までに納入できない事由が発生した場合には、速やかにこれをこ に通知し合意を得るものとする。(入金確認する事とする)
- 2. 甲は約定納期遅延による損害などの責任を負わない。

第7条(検収及び引渡)

- 1. 乙は甲から納入された本商品に関し、納入後速やかに現品及び数量確認を完了し、 当該確認完了した場合は甲に対し受領書を発行、この受領書の発行をもって検収完 了とする。
- 2. 乙の確認において、甲の責に帰す事由により本商品が現品違い及び数量違いなど 発覚した場合は、乙は直ちに甲に通知するものとし、甲はこれを速やかに調査し、 甲の責に帰す事が確認された場合には、甲の負担において速やかに措置を講じる。
- 3. 甲の本商品の納入日から起算して7日営業日以内に乙が甲に対し受領書の発行をしない場合には、当該期間の満了日を持って検収完了とする。
- 4. 乙の発行する受領書発行日または、本条3項に基づく検収完了日をもって、本商品の検収日及び引渡完了日とする。

第8条(善管注意義務)

乙は甲が本商品を納入場所に納入した時から、検収および引渡完了日までの間、甲の 為に善良なる管理者の注意をもって本商品を管理しなければならない。

第9条(危険負担)

天災地変等の不可抗力、または甲乙いずれの責にも帰すことのできない原因で発生した本商品の減失・毀損その他一切の損害については、当該損害が第4条による引渡完了日以前に発生した場合には甲の負担とし、引渡完了日以降の場合には乙の負担とする。

第10条(返品)

甲が乙に売り渡した本商品については、下記各号に該当する場合を除いては、乙が甲に対して返品することはできない。但し、各号に関する認定について疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定する。

- 1. 製造上の不良品である場合
- 2. 輸送中破損した場合
- 3. 注文内容と異なった商品が誤送された場合

第11条(報告)

乙は毎月10日までに、前月中に乙の本商品販売先に対して行った設置工事の完了した本商品について、甲の指定する報告書を甲に提出しなければならない。

第12条(相互協力)

- 1. 甲は乙の合理的な必要性に応じて、本商品についての技術的書類、仕様書及び商品データを無償で乙に対し提供する。
- 2. 乙は甲の要求があるときは、本商品の販売を増加させる目的で、甲に情報を提供する。その情報は、注文状況、見積状況、在庫量、販売予測、販売促進活動などである。

第13条(無断転載・改変の禁止)

乙は、甲の事前の承諾なしには、本商品についての商品データなどを転載・改変など をしてはならない。

第14条(製造中止)

甲が本商品の製造を中止(終息)する場合は、甲は乙に製造の中止から原則的に3カ 月前にこれを乙に通知し、本商品の製造を中止することができる

第15条(製造物責任)

- 1. 甲が、乙に納品済みの本商品の欠陥を原因として第三者の生命、身体または財産に損害が生じる恐れがあると判断した場合は、甲は速やかに乙に連絡し、乙と協議の上、本商品の回収、検査、修理、交換その他の措置を講じ、適切に処理解決するものとする。
- 2. 前項の欠陥に基づき乙の顧客に損害が発生した場合は、甲は、乙の指示に基づき、 乙による事案解決に協力するものとし、これら処理解決に要した費用の分担は、 甲乙協議の上定める。
- 3. 甲は、本商品に製造物責任保険を付保する。

第16条(保証)

- 1. 乙は、本商品に隠れたる瑕疵を発見した場合は、本商品買取契約において特に期間を定めた場合を除き甲による当該本商品の納入後、最大15カ月間以内に請求した場合に限り甲に対し無償補修または他の良品との引き換えを請求することができる。但し、甲による納入後3カ月以内に乙が販売もしくは取付けを行った本商品については、販売日もしくは取付け日を保証開始日とし最大1年間を上限とする、又は各メーカー保証書に準じる。
- 2. 前項の請求があった場合は、甲は速やかにその瑕疵を補修し、または他の良品と

引き換えなければならない。

3. 第1項の期間経過後に、乙の購入者から甲に対し本商品の瑕疵を理由に補修や引き換えの請求があった場合は、乙の責任と費用において対応するものとし、甲が対応した場合にはその費用を乙に対し請求できる。

第17条(保証範囲)

- 1. 乙および乙の顧客は本商品の仕様範囲内にてこれを使用するものとし、仕様範囲外の使用や甲による改造もしくは甲指示以外による改造により本商品の不具合については、甲はその責任を免れる。
- 2. 本商品を既設の照明器具を改造して取付ける場合、乙は、甲の指示する作業内容 を、電気工事士の有資格者に責任を持って正しく作業させ取付けるものとし、こ の時における作業間違い(結線間違い等)による不具合の責任は乙が負う。

第18条(ハイセイフティ用途への使用について)

乙はハイセイフティ用途に要する安全性を確保することなく本商品を使用しないこと、又乙の本商品販売先に対しても同様に安全性を確保させないまま使用させないことを確約する。万一これに反したことにより乙又は乙の販売先に発生した、乙または乙の販売先からのいかなる請求又は損害賠償に対しても甲は責任を負わない。

第19条(価格の変更)

甲は乙に対し、本製品のメーカー希望小売価格及び卸価格の変更を行う場合は、30 日以上前に告知する。

第20条(支払方法)

- 1. 乙が甲に支払う、本商品の代金は、甲の指定する銀行口座への支払いを原則とする。
- 2. 支払方法は甲が当月末日請求書発行し、乙が翌月末日に振込みを原則とする。
- 3. 支払方法の変更は、甲乙が協議合意のうえ、変更することができる。

第21条(競合商品)

甲は乙に対して、本商品と同一目的を有する類似商品の販売を制限しない。

第22条(最低販売数量)

1. 甲は乙に対して、事前に単位数を連絡するものとする。

第23条(乙の協力店)

甲は乙が本商品の販売に関して第三者との間で協力店契約を交わすことについては、

一切関与しないものとし、甲は乙と当該協力店との間の販売ルート及び物流のトラブル に対して一切の責任を負わない。

第24条(第三者との契約)

甲が第三者(乙と競業関係にある者を含む)と本契約を締結する際は、乙の同意又は 乙に対する告知を不要とする。

第25条(第三者に対する販売)

甲は本契約を締結していない第三者に対し本商品を販売することができる。

第26条(契約の公開)

- 1. 本契約を締結後、本契約が締結したことを公開することが甲乙供に可能である。 但し、契約の内容については非公開とする。
- 2. 甲又は乙が、本契約締結の公開を望まないとき、又は公開時期を定める場合は、 本契約締結時に甲乙協議のうえ、決定する。

第27条(機密保全の義務)

- 1. 乙は、甲との本契約締結したことにより知り得た甲の技術上、営業上その他の機密を、本契約期間中のみならず本契約終了後も、第三者に漏らしてはならない。
- 2. 前項の義務を履行確保するため、甲は、乙が所要の措置を講ずることにつき、随時乙に対して指示し得るものとする。
- 3. 乙が本条1項の義務および前項の指示を履行しないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求し得るものとする。
- 4. 本契約に定める事項のほか、機密保全に関しては、「協力店機密保持契約書」によるものとする。

第28条(契約違反時の措置)

甲は乙が本契約に違反したときは、それぞれ次の措置をとることができる。

- 1. 警告
- 2. 期限付きの取引制限又は停止
- 3. 協力店契約の解除
- 4. 損害賠償請求

第29条(不当製造の禁止)

乙は、甲の書面による同意なくして本商品を変造、加工、あるいは模造品を製造する などの一切の行為をしてはならない。

第30条(譲渡の禁止)

乙は、甲の書面による事前の同意なく本契約上の地位もしくは本契約に基づく一切の 権利または義務を第三者に譲渡もしくは担保の目的に供してはならない。

第31条(契約解除)

乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は何ら通知、催告を要することなく直 ちに本契約の全部または一部を解約することができる。

- 1. 乙が本契約に違反し、期間相当の定めた是正催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正がなされないとき。
- 2. 本契約および本商品買取契約の履行に関し、乙に不正または不当の行為があったとき。
- 3. 乙が自ら振出し、もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡り処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき。
- 4. 破産、民事再生または会社更生などの法的倒産手続きの申し立てをし、または第 三者からこれらの申立てがなされたとき。
- 5. 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき。
- 6. 解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡が決議されたとき。
- 7. 経営状態が悪化したとき、または悪化の恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- 8. 公租公課の滞納処分をうけたとき

第32条(契約期限)

本契約の契約期限は、契約締結の日から一年間とする。但し、期間満了二ヵ月前までに、甲乙いずれか一方から何等申し出が無い時は、さらに一年間これを延長し、その後もこの例による。

第33条(契約終了時の措置)

- 1. 本契約が契約期間満了、契約解除などにより終了したときは、乙は直ちに甲の協力店である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の協力店である旨を一切表示してはならない。不当表示に基づく利益は、全て甲に帰還するものとする。
- 2. 乙は契約期間満了、契約解除などにより本契約が終了してもなお、第26条の機密保全の義務を負う。

第34条(協議解決)

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第35条(合意管轄)

本契約または個別契約に関して生じた甲乙間の紛争については、甲の本社を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

福岡県福岡市博多区半道橋1-12-15 A-2 バンテック株式会社

(Z)

所在地

会社名

代表者_ 印